

2019年8月22日 全6頁

事業再生、事業承継などに係る 銀行の議決権保有制限の見直し案

いわゆる5%ルールを一部緩和

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年8月7日、金融庁は「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について」を公表した。この中で、事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）などを一部見直す銀行法施行規則の改正案が示されている。
- 具体的には、①銀行が、投資専門子会社を通じて子会社とすることができる会社の範囲に、いわゆる事業承継会社を追加、②事業再生会社を銀行本体が子会社にできる場合の要件の緩和、③地域活性化事業会社についての議決権保有制限の例外措置（投資専門子会社を通じた出資）の緩和などを行うこととしている。

はじめに

2019年8月7日、金融庁は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等の公表について」を公表した¹。この中で、事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）などを見直す、銀行法施行規則の改正案が示されている。改正案に対しては、9月10日まで意見募集が行われる。

具体的には、銀行に対する、現行の子会社の範囲規制や議決権保有規制（5%ルール）の枠組みそのものは維持しつつ、次のような見直しなどを行うこととしている。

- ①銀行が、投資専門子会社を通じて子会社とすることができる会社の範囲に、いわゆる事業承継会社を追加する。
- ②事業再生会社を銀行本体が子会社にできる場合の要件を緩和する。
- ③地域活性化事業会社についての議決権保有制限の例外措置（投資専門子会社を通じた出資）を緩和する。

¹ 金融庁のウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20190807-1/20190807-1.html>)。

④銀行業高度化等会社への 5%超の出資に対する認可審査に当たっての留意点（いわゆる FinTech 企業のみならず、一定の地域商社の対象となることも含む）を明確化する（主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）。

本稿では、上記のうち、①～③について、その概要を紹介する。銀行持株会社の子会社の範囲規制、議決権保有制限についても、上記①～③に準じた見直しが予定されている（改正案による銀行法施行規則 34 条の 16、34 条の 23 の 2）。ただ、本稿では、便宜上、特に断らない限り、銀行（とその子会社）を前提に説明する²。

ちなみに、上記①～③に基づく子会社の範囲規制や議決権保有規制（5%ルール）の例外措置の適用を受けるに当たって、改正案は、例えば、銀行業高度化等会社における認可審査（上記④）のような特別な手続は設けていない。

1. 銀行の子会社の範囲規制、議決権保有制限（いわゆる 5%ルール）とは

改正案の内容を解説する前に、その前提として、銀行の子会社の範囲規制、議決権保有制限（いわゆる 5%ルール）のポイントを簡単に説明する。

銀行法は、銀行が法令の定める一定の会社（子会社対象会社）以外の会社を子会社³とすることを禁止している（子会社の範囲規制、銀行法 16 条の 2 第 1 項）。加えて、銀行とその子会社が、他の国内会社（他の銀行、有価証券関連業等を専ら営む金融商品取引業者、保険会社などを除く）の議決権を合算して 5%を超えて取得・保有することを、原則、禁止している（銀行の議決権保有制限（いわゆる 5%ルール）、銀行法 16 条の 4 第 1 項）。これらは、一般に、「銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するため」⁴の規制と説明されている。

銀行持株会社に対しても、銀行とほぼ同様の子会社の範囲規制、議決権保有制限が課されている。ただし、議決権保有制限について、銀行持株会社とその子会社が合算して取得・保有できる議決権の上限は、（5%ではなく）15%と定められている（銀行法 52 条の 24）。

² 協同組織金融機関についても、同様の規制が設けられている。ただし、議決権保有規制は、合算して取得・保有できる議決権の上限が、（5%ではなく）10%（信用金庫法 54 条の 2、協同組合による金融事業に関する法律 4 条の 3 など）。改正案では、協同組織金融機関についても同様の見直しが見込まれているが（信用金庫法施行規則 69 条の 2、同 70 条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則 9 条の 2、同 10 条など）、本稿では取り上げない。

³ 銀行法上、「子会社」は「会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう」（いわゆる議決権の過半数保有基準）と定義されている（銀行法 2 条 8 項）。

⁴ 木下信行『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、1999 年）p. 210。

2. 改正案の概要

(1) 事業承継会社

子会社の範囲規制の例外として、銀行は、「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を、一定期間（処分基準日）、投資専門子会社を通じて子会社とすることが認められている（銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 2 など）。

これらの会社については、議決権保有制限についても、その例外として、投資専門子会社を通じて 5% 超の議決権を取得・保有することが認められている（銀行法 16 条の 4 第 7 項）。

改正案では、この「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」として、次の会社（いわゆる事業承継会社）を追加することとしている（改正案に基づく銀行法施行規則 17 条の 2 第 7 項 9 号）。

代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

子会社の範囲規制、議決権保有制限規制の例外として、銀行が投資専門子会社を通じて事業承継会社の株式を保有できる期間（処分基準日）は、原則、取得日から 5 年を経過する日と定められている（同第 11 項）。

(2) 事業再生会社の要件緩和

前記(1)の「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」のうち、一定の要件を満たす事業再生会社（前記(1)の事業承継会社は含まれていない）については、（投資専門子会社を通じてではなく）銀行本体が子会社とすることが認められる（銀行法 16 条の 2 第 1 項 12 号の 2）。

これらの会社については、議決権保有制限についても、その例外として、銀行本体が 5% 超の議決権を取得・保有することが認められている（銀行法 16 条の 4 第 1 項）。

改正案は、この例外措置に基づいて、その議決権を（投資専門子会社を通じてではなく）銀行本体が保有できる場合の要件を、次のように緩和することとしている（改正案に基づく銀行法施行規則 17 条の 2 第 8 項）。

改正案	現行
次の①かつ②を満たす場合	次のイ～ハいずれかを満たす（注）
①銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画が作成されていること。	イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。
②前記①の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。	ロ 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

<p>イ 官公署 ロ 商工会又は商工会議所 ハ イ又はロに準ずるもの ニ 弁護士又は弁護士法人 ホ 公認会計士又は監査法人 ヘ 税理士又は税理士法人 ト 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行の子会社等及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等以外の会社に限る。）</p>	<p>ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。</p>
--	---

（注）銀行法施行規則 17 条の 2 第 7 項 8 号ロ（一定のデット・エクイティ・スワップ）による取得の場合は、「産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること」も可能である。

すなわち、現行法令の下では、特定の法律に基づく裁判所等が関与する案件が限定列举されている。それに対して、改正案は、一定の（当該銀行やそのグループ以外の）第三者が関与する案件を幅広く対象とすることとしている。

(3) 事業再生会社（中小企業）株式の処分期限の延長

子会社の範囲規制、議決権保有制限の例外として、銀行本体が事業再生会社の株式を保有できる期間（処分期限）は、現行法令の下では、原則 3 年、中小企業については 5 年とされている（銀行法施行規則 17 条の 2 第 12 項）。

改正案は、中小企業である事業再生会社の株式について、処分期限を 5 年から 10 年に延長することとしている。なお、原則的な処分期限（3 年）については、改正案でも変更はない。

(4) 地域活性化事業会社（議決権保有制限の例外）の要件の緩和

議決権保有制限の例外として、「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社」（地域活性化事業会社）の株式を、銀行は、（銀行本体ではなく）投資専門子会社を通じて 5% 超保有することが認められている（銀行法 16 条の 4 第 1、8 項）。

改正案は、この例外措置に基づいて、その議決権を（銀行本体ではなく）投資専門子会社を通じて保有できる地域活性化事業会社の範囲に、次のものを追加することとしている（改正案に基づく銀行法施行規則 17 条の 7 の 3）。

事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

- イ 官公署
- ロ 商工会又は商工会議所

- ハ イ又は口に準ずるもの
- ニ 弁護士又は弁護士法人
- ホ 公認会計士又は監査法人
- ヘ 税理士又は税理士法人
- ト 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該銀行の子会社等及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等以外の会社に限る）

基本的に、前記(2)と同趣旨の見直しだと考えられる。

3. コメント

金融庁は今回の見直しを「関係業界団体からの規制緩和要望等に対応する」⁵ものと説明している。同時に、見直しの内容は、金融庁が「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（以下、「金融行政方針（平成 30 事務年度）」）の中で示した下記の問題意識とも整合的であると指摘できるだろう⁶。

（前略）顧客である地域企業をみると、厳しい経営環境に直面する中で、経営改善や事業再生、事業承継等が必要な企業が多数存在している。こうした地域企業の中には、例えば、どのような経営戦略・計画を描き、それをどのように実現し、その実現のためにはどのような人材を確保すればよいのか、また、どのようにファイナンスをすればよいのか等が分からず、自身の生産性向上が実現できていない企業も多いと考えられる。

地域金融機関は、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供、必要に応じた経営人材等の確保等の支援を組織的・継続的に実践する必要がある。このような金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められている。こうしたことが、金融機関自身にとっても継続的な経営基盤を確保する上で重要であると考えられる（「共通価値の創造」）。

さらに、金融庁は「金融行政方針（平成 30 事務年度）」において、「地域金融機関との間で金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う」中で、「経営改善、事業再生、事業承継等が必要な企業に対する適切な支援が、専門人材やノウハウが不十分なためにできていない金融機関に対しては、地域経済活性化支援機構や日本人材機構等、企業支援機能の強化に向けた人材・ノウハウ支援に取り組む外部機関の活用も促す」とも述べている⁷。

⁵ 脚注 1 の金融庁ウェブサイト。「関係業界団体からの規制緩和要望」としては、規制改革推進会議第 13 回投資等ワーキング・グループ（平成 31 年 4 月 5 日開催）資料「議決権保有制限（5%ルール）の規制緩和要望について（一般社団法人全国地方銀行協会説明資料）」など参照
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20190405/agenda.html>。

⁶ 「金融行政方針（平成 30 事務年度）」p. 72。

⁷ 「金融行政方針（平成 30 事務年度）」p. 83。

これらを踏まえれば、今回の改正案を、業界要望に応じた単純な規制緩和と受け止めることは、一面的に過ぎるだろう。改正案による見直しは、確かに、銀行（特に、地域金融機関）のフリーハンドを広げるものではあるが、同時に、今回の見直しを活用して、「経営改善、事業再生、事業承継等が必要な企業に対する適切な支援」に、より積極的に取り組むことを期待するものとも言えよう。